

政令第二百十二号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年十一月一日とする。ただし、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）目次の改正規定、同法第六章の三の章名の改正規定、同法第五十五条の十及び第五十五条の十一の改正規定、同法第五十五条の十二の改正規定（第七章中同条を第五十五条の十三とする部分に限る。）、同法第六章の三中第五十五条の十一の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十一条の改正規定（同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に一号を加える部分に限る。）の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

## 理 由

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。